

## 目黒区立大橋えのき園利用契約書

\_\_\_\_\_（以下、「利用者」という。）と目黒区（以下、「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う生活介護事業サービスについて、次のとおり契約します。

### 第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、障害者自立支援法令の趣旨に従って、生活介護事業サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

### 第2条（契約期間）

この契約の契約期間は、平成24年 月 日から利用者の介護給付費支給期間満了日までとします。

- 2 契約満了日の30日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がなく、かつ利用者の介護給費・訓練等給付費支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約は更新されるものとします。

### 第3条（個別支援計画）

事業者は、利用者の解決すべき課題を把握し、利用者の心身の状況、意向等を踏まえた上で、生活介護事業サービスの目標及びサービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ個別支援計画を、本契約締結日から90日以内に作成します。

- 2 個別支援計画については、6か月に1度定期的に見直すほか、必要に応じて見直します。
- 3 個別支援計画の作成及び変更の際には、その内容を利用者または代理人に説明し、同意を得ます。

### 第4条（生活介護事業サービスの内容）

事業者は、第3条に定めた個別支援計画に沿って、利用者に対して、重要事項説明書に記載されているサービス内容を提供します。また、個別支援計画が作成されるまでの期間も、利用者の希望、状態等に応じて、適切なサービスを提供します。

- 2 利用者が利用できるサービス利用日時は、土曜日・日曜日、年末年始（12/28～1/4）、及び国民の祝日に関する法律に定める休日を除く、平日午前9時より午後3時30分までとします。
- 3 事業者は、サービス提供に当たり、自傷他害の恐れが急迫で、他に取れる手段がない場合を除き、身体抑制を行いません。
- 4 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は可能な限り利用者の希望に添うようにします。

### 第5条（サービス提供の記録）

事業者は、生活介護事業サービスの提供に関する諸記録を作成し、契約終了後5年間保存します。

## 第6条（料金）

利用料金は別紙に定めるとおりです。

- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細書を付して、翌月末日までに利用者に通知します。
- 4 利用者は、請求書に記載の金額を納付期限までに、銀行、郵便局等の窓口で支払います。

## 第7条（生活介護事業サービスの中断）

利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前営業日午後5時までに通知することにより、サービス利用を中断することができます。

- 2 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、サービスの実施が困難と判断した場合、サービスの中断をすることができます。
  - (1) 風邪等の疾病の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。
  - (2) 当日の利用者の健康状態により、計画に基づくサービスの利用が困難であると認められる場合には、サービスの変更または中断することがあります。

## 第8条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、この契約に関する利用者の要望、苦情等に対し、利用者の立場に立って、誠実かつ迅速に対応し、改善に努めます。なお、苦情の申立てによって、利用者が不利益な対応を受けることは一切ありません。

- 2 次の事由に該当する場合は、利用者は事業者に対し、改善及び改善結果の報告を求めることができます。
  - (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
  - (2) 事業者が守秘義務に反した場合
  - (3) 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

## 第9条（契約の終了）

利用者は、事業者に対して7日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

- 2 前項の規定にかかわらず、第8条第2項に規定する事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
- 3 次の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
  - (1) 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、通知を受領した日から14日以内に支払いがなされない場合
  - (2) 利用者が、事業者やサービス従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの重大な背信行為を行った場合
  - (3) 利用者が、正当な理由のない長期欠席、あるいは長期入院をすることとなった場合
  - (4) 利用者が、医学的管理が必要と判断された場合
  - (5) やむを得ない事情により、施設を廃止又は縮小する場合
- 4 利用者のサービス支給決定が取り消された場合、もしくは支給決定期間終了に

に伴い介護給付費支給申請を行った結果不支給となった場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了とします。

- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - (1) 利用者が他の障害者自立支援法対象施設等に入所された場合
  - (2) 利用者が死亡した場合

#### 第10条（個人情報の保護）

事業者及びその従業者は、個人情報保護法令等の趣旨にしたがい、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する個人情報を、利用者等の同意なく他の事業者及び第三者に提供しません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。

- 2 前項の規定にかかわらず、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために、事業者が利用者の個人情報を利用することに、利用者は同意します。
- 3 第1項の規定にかかわらず、事業者が支払事務受託法人に介護給付費を請求する際に利用者の個人情報を利用することに、利用者は同意します。
- 4 第1項の規定にかかわらず、利用者が短期入所等の他の障害福祉サービスを利用する際に、事業者が関係機関等へ利用者の個人情報を提供することに、利用者は同意します。

#### 第11条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

#### 第12条（緊急時の対処）

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、医師に連絡を取る等必要な処置を行うとともに、あらかじめ届けられた連絡先に、可能な限り速やかに連絡します。

#### 第13条（虐待防止のための措置）

事業者は、利用者に身体的、精神的苦痛等の虐待を防止するため、責任者を設置し、サービス提供担当者に虐待防止啓発のための定期的研修を実施します。

#### 第14条（管理の委託）

事業者は、目黒区立大橋えのき園の管理運営について、社会福祉法人目黒区社会福祉事業団に委託します。

#### 第15条（本契約に定めのない事項）

利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

- 2 この契約に定めのない事項については、障害者自立支援法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意をもって協議の上定めます。

#### 第16条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 平成 年 月 日

契約者氏名

事業者 (名称) 目黒区  
(住所) 目黒区上目黒2丁目19番15号  
(代表者) 目黒区長 青木 英二 印

利用者

(住所) \_\_\_\_\_  
(氏名) \_\_\_\_\_ 印

代理人又は立会人等

(住所) \_\_\_\_\_  
(氏名) \_\_\_\_\_ 印

(利用者との続柄 )

## 契約書別紙

### 1 提供するサービスの内容

- (1) 生活介護事業
- (2) 月曜日から金曜日 午前9時から午後3時30分まで
- (3) 個別支援計画に沿った作業活動、自立支援活動、食事、健康管理等を心身の状況に応じ適切に提供する。

### 2 利用料金

#### (1) 障害福祉サービス利用者負担額

厚生労働大臣が支給決定障害者等の家計の負担能力等をしん酌して政令で定めた額です。ただし、当該政令で定める額が当該費用の1割相当額を超えるときは、当該1割相当額となります。

#### (2) 食費

1食につき 400 円

#### (3) 実費

外出行事等に係る飲食費・買物代などの実費は、自己負担となります。

事業者 (名 称) 目黒区  
(住 所) 目黒区上目黒2丁目19番15号  
(代表者) 目黒区長 青木 英二 印

上記の内容の説明を受け、了承しました。

平成24年 月 日

利用者

(住 所) \_\_\_\_\_

(氏 名) \_\_\_\_\_ 印

代理人又は立会人等

(住 所) \_\_\_\_\_

(氏 名) \_\_\_\_\_ 印